

令和6年度 千代田区立 幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内



〈お問い合わせ先〉

千代田区子ども部 子ども支援課 入園審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1（区役所本庁舎2階）

TEL：03-5211-4119

区立幼稚園・こども園の特徴

✿質の高い保育

幼稚園教育要領（文部科学省）に準拠し、幼児一人一人の特性を大切にしながら保育を行っています。遊びを通して得られる学びや資質・能力（「基本的な生活習慣の獲得」や「言葉による表現」、「相手の気持ちの受容」「好奇心」等）を積み重ねる環境、主体的に取り組む環境を大切にしています。

✿区立小学校が同じ敷地内にある環境

小学生との交流が盛んに行われています。小学校入学前の5歳児から小学校1年生にかけて、入学時が滑らかにつながるよう小学校の先生方と一緒に考え実践しています。

✿自然豊かな環境

思いきり体を動かして遊ぶことができる園庭（校庭）、季節を感じる様々な木々や植物、生命の尊さやいたわりの気持ちを育む生き物、好奇心や探究心を掻き立てる砂場、遊具があります。

✿研究と研修に励み指導力向上に努める教職員

定期的に講師の先生を招いて研究・研修会を開いています。研究では幼児教育の課題に応じたテーマを設定し、実践的な研究を積み重ね指導力を高めています。

✿協力的な地域の方々

園の歴史は長く、大切に思ってくださいたくさんの地域の方々に支えられています。地域の方を招いての特別な学びの時間もあります。（地域や日本の伝統文化・芸能の鑑賞や体験、読み聞かせ等）

✿子育て支援施設・行政との連携

子どもの豊かな育ちを支えていくことができるよう、常に子育て支援施設と連携し、時には専門的なアドバイスをもらいながら保育を進めています。また、千代田区教育委員会へ様々な要望を提出し、実現しています。

1 施設概要

(1) 幼稚園

区立小学校に併設されており、3歳児から入園できます。

(2) 幼保一体施設

3歳未満児の認可外保育施設を併設した保育園、幼稚園及び小学校の連携施設です。

(3) こども園

保育園と幼稚園を一体的に運営し、0歳児から就学前のお子さんを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。区立小学校に併設されています。

施設	開園時間	休業日	給食	保育料	その他
幼稚園 ・麴町幼稚園 （麴町 2-8） ・九段幼稚園 （三番町 16） ・番町幼稚園 （六番町 8） ・お茶の水幼稚園 （神田猿楽町 1-1-1※ ₁ ）	9 時～14 時 年齢や曜日等 により異なり ます。 ※預かり保育につ いては、10 ペー ジ 14 をご覧くだ さい。	土曜日※ ₃ 日曜日 祝日 夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 都民の日 開園記念日 ※上記休業日 に行事等を 実施すると、 振替休業日 があります。	なし 弁当持参	基本保育料は 無料 預かり保育料 は 10～11 ページ参照	<u>各園の用品等につ いては、園によっ て異なりますの で、各園のホーム ページをご覧いた だくか、直接園に お問い合わせくだ さい。</u>
幼保一体施設（短時間※ ₂ ） ・千代田幼稚園 （神田司町 2-16） ・昌平幼稚園 （外神田 3-4-7）			あり		
こども園（短時間※ ₂ ） ・いずみこども園 （神田和泉町 1） ・ふじみこども園 （富士見 1-10-3）					

※₁ お茶の水幼稚園は、改修工事のため仮園舎（千代田区富士見 1-1-6）で運営を行っていましたが、令和6年4月より新園舎（千代田区神田猿楽町 1-1-1）に移転します。

※₂ 短時間とは、幼稚園教育要領に基づく教育時間（標準4時間）です。

※₃ 各園の実情等に応じて振替休日のない土曜保育を実施する場合があります。

2 申し込み資格

千代田区内に住所を有する次の幼児

対象年齢	生 年 月 日
3歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日生まれ
4歳児	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日生まれ
5歳児	平成30（2018）年4月2日～平成31（2019）年4月1日生まれ

※ 住民登録があっても居住実態がない方の申し込みはできません。

※ 転入予定の方は入園申し込みができません。転入後の申し込みとなります。

3 通園区域

原則として、小学校の通学区域の園への入園申し込みとなります。14 ページの「通園区域一覧」をご覧ください。

通園区域外の園を申し込む場合、優先順位が低くなります。

ただし、特別な事情があり通園区域外の園に通うことが望ましい場合は、通園区域外の園を自区域の園として希望できます。（6ページ「8 通園区域変更手続き」参照）

※ 年度途中の入園については、通園区域変更の手続きは不要です。12 ページ「18 年度途中の入園について」をご覧ください。

4 募集人数

（1）幼稚園

幼稚園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
麴 町 幼 稚 園	35名 (35)	10 名程度 (35)	名簿登録のみ (35)
九 段 幼 稚 園	35名 (35)	15 名程度 (35)	20 名程度 (35)
番 町 幼 稚 園	35名 (35)	10 名程度 (35)	15 名程度 (35)
お 茶 の 水 幼 稚 園	20名 (20)	20 名程度 (35)	25 名程度 (35)

（2）幼保一体施設

幼 保 一 体 施 設 名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
千代田幼稚園（短時間保育のみ）	15名 (15)	5名程度 (15)	若干名 (15)
昌平幼稚園（短時間保育のみ）	15名 (15)	10 名程度 (15)	10 名程度 (15)

（3）こども園

こ だ も 園 名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
いずみこども園（短時間保育のみ）	15名 (15)	5名程度 (15)	5名程度 (15)
ふじみこども園（短時間保育のみ）	25名 (25)	10 名程度 (22)	若干名 (22)

※ 4・5 歳児の募集人数については、変更になる場合があります。子ども支援課へお問い合わせください。

※（ ）内は定員を示しています。

※ 「名簿登録」については、8ページ「12 定員に達している学年への入園を希望する場合（名簿登録）」をご覧ください。

5 入園申し込み方法

【重要】令和6年度から、区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の一斉入園の申し込みはオンライン申請による受け付けとなりました。

(1) 入園申し込み受付期間

令和5年10月30日(月)から11月5日(日)

(2) 申請手順

①(アカウント登録をお済みでない方) 下記 URL または QR コードから千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。

【千代田区ポータルサイト】

<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/topPage>



②千代田区ポータルサイトのメニューの中から以下の2つの手続きを行ってください。

▶【令和6年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込者用】教育・保育給付認定(変更)申請

▶令和6年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込

以下のデータまたはカメラで撮影した画像をオンライン申請時にアップロードし、添付してください。申し込み内容はオンライン申請時に専用フォーマットへ入力するため、入園申込書は必要ありません。

(ア) 住民票：3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの(マイナンバーの記載のないもの)

(イ) 公共料金の明細等：3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票(名義人及び住所の記載のあるもの)

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居・居住証明書を添付してください。同居・居住証明書の様式は千代田区のホームページからダウンロードできます。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申し込み期間に提出することができない場合は、不動産売買(賃貸借)契約書を添付し、その後発行された領収書等を「千代田区ポータルサイト」〈各種書類提出〉から提出して下さい。再提出が確認出来ない場合、入園申し込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の領収書等の準備ができない場合は、不動産売買(賃貸借)契約書を添付してください。

(3) 注意事項

- ・締め切りは11月5日(日)の23時59分までとなります。
- ・通園区域変更での入園申し込みの場合は、事前に子ども支援課への申請、承認が必要です。
(6ページ「8 通園区域変更手続き」参照)
- ・上記必要書類(ア)、(イ)が不足する場合、受け付けすることができません。
- ・入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします。
- ・きょうだい同時に申し込みの場合は、きょうだいそれぞれ申請してください。

(4) オンライン申請を行うことができない場合

インターネット環境が整わない等、やむを得ない事情でオンライン申請を行うことができない場合は、10月27日(金)までに子ども支援課入園審査係(03-5211-4119)にご相談ください。

6 入園停止期間

令和6年4月入園者が決定するまで、下記の期間現在の3・4歳児クラスへの入園を停止します。

入園停止に伴い、令和5年度途中の入園申し込みの受け付け、名簿登録も停止します。

- ① 入園停止期間 令和5年10月21日(土)～11月26日(日)(5歳児クラスを除く)
- ② 入園申し込み受付停止期間 令和5年10月7日(土)から11月26日(日)



7 選考方法及び募集人数を超えた場合の決定

(1) 申込者数が募集人数より少なかった場合

各園において健康診断と面接を受けていただき、入園者を決定します。

(2) 申込者数が募集人数を超えた場合

下記に示した優先順位に応じて入園者を決定します。抽選での選考は行いません。

同優先内で順位が並んだ場合は、保護者の通園区域内（通園区域が要件にない優先では千代田区内）における入園希望日までの引き続き合計居住期間が長い世帯順で決定します。

※ 居住期間が同じ場合のみ、抽選により決定します。

(3) 優先順位

① 幼稚園（幼保一体施設を除く）・こども園（短時間保育）

- 第1優先 … 令和3年4月1日以前から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第2優先 … 令和3年4月1日以前から申込日まで引き続き通園区域内に居住している幼児
- 第3優先 … 令和3年4月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第4優先 … 令和3年4月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住している幼児
- 第5優先 … 令和5年10月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第6優先 … 令和5年10月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住している幼児
- 第7優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児（通園区域変更が認められている場合を除く）

※ 「既にきょうだいが通園している」とは、申込時にきょうだいが申込園の3・4歳児クラスに在園しており、入園後1年以上きょうだいと通園が可能な幼児が対象です。

② 幼保一体施設（千代田幼稚園・昌平幼稚園（短時間保育））

- 第1優先 … 通園区域内に居住しており、既にきょうだいが千代田幼稚園・昌平幼稚園に通園又は併設の保育園・小学校に通園・通学している幼児※
- 第2優先 … 通園区域内に居住している幼児
- 第3優先 … 申込時に併設保育施設に通園している幼児
- 第4優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児（通園区域変更が認められている場合を除く）

※ 入園後1年以上きょうだいと通園・通学が可能な幼児が対象です。

8 通園区域変更手続き

特別な事情があり、通園区域外の園に通園することが望ましいと考えられる場合、通園区域外の園を自区域の園として一度だけ入園申し込みをすることができます。

※ 通園区域変更は希望園への入園を確約するものではありません。

※ 審査の結果、通園区域の変更を認められない場合があります。その場合は区域外の園として申し込むか、自区域の園を含めた他園を選び直すかを選択し、入園の申し込みをしてください。

(1) 通園区域変更の要件

次のいずれかの要件に該当する場合、通園区域の変更申請ができます。

① 区内で転居予定の場合

住宅の購入、改築等により、入園日までの転居が確実である場合

住居の建て替えによる一時的な転居をしており、転居前の通園区域を希望する場合

※ この場合、選考の優先順位における居住期間の長さは転居日を起算日とします。また、一時的な転居の場合は、一時転居していた期間を居住期間に加算します。

② きょうだいが既に在園している場合

未就園児のきょうだい、既に何らかの事情により別の区域の園へ入園している場合

(幼保一体施設は、きょうだい「別区域の小学校に通学している場合も可」)

※ この場合、選考の優先順位における居住期間の長さは申し込み希望園に在園中のきょうだいが入園した日を起算日とします。(幼保一体施設の場合は、きょうだい「千代田幼稚園、昌平幼稚園又は併設の小学校に入園・入学した日を起算日とします。」)

③ 地理的理由

登園の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、自区域以外の園を希望する場合

※ この場合、選考の優先順位における居住期間の長さは現在の住所での居住歴の長さとしています。

④ その他

上記①～③を除き、特別な事情が認められる場合

(2) 受付期間及び時間

令和5年10月18日(水)～20日(金) 8時30分～17時

(3) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※ 千代田区ポータルサイト、各園や各出張所では、通園区域変更申請の受け付けはできません。

※ 区内で転居予定での申し込みの場合は、売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等のいずれかの写しを一緒に提出してください。書類の提出ができない場合はお手続きすることができません。

※ 通園区域変更は、年度内に上記期間1回のみの受け付けです。

(4) 結果通知

通園区域変更の結果は、令和5年10月下旬頃に発送いたします。

通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地により指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課(03-5211-4284)へご相談ください。

9 入園の内定について

(1) 発表日及び時間

令和5年11月10日（金） 13時以降

千代田区ポータルサイトで結果を通知します。

※ 電話でのお問い合わせは、11月10日（金）13時から子ども支援課にて、受け付けます。
それ以前のお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご注意ください。

(2) 面接及び健康診断

面接及び健康診断についての詳細は各園のホームページをご覧ください。面接及び健康診断の案内、健康診断時にお持ちいただく就園時健康診断票は結果発表日頃送付します。

10 入園にあたってのご注意

(1) 通園条件

幼児の安全確保のため、保護者の送迎が必要となります。

(2) 入園承諾

入園の承諾は、入園申込書類と各園における面接及び健康診断の結果により決定します。

入園承諾通知書については、居住実態調査後、令和6年1月下旬頃に送付いたします。

※ 各園における面接及び健康診断の結果によって、園における集団生活の中で支援が必要と思われる場合は、相談をさせていただく場合があります。

11 申し込みをした園に内定しなかった方

発表日以降に、あらためて子ども支援課から意向調査書を送付しますので、そちらに希望園をご記入いただき、期日までに子ども支援課あてに返送してください。後日、ご案内できる園をお知らせします。

なお、ご案内の優先順位は、保護者が千代田区内において入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定します。ただし、入園手続きは通園区域内の園に入園できなかった方を優先して行います。

そのため、当初通園区域外の園を希望して入園できなかった場合、意向調査の際に通園区域内の園を希望されても入園できないことがあります。

12 定員に達している学年への入園を希望する場合(名簿登録)

既に定員に達している学年に申し込みを希望する場合は、名簿登録が必要となります。名簿登録をいただいた方については、登録園で欠員が生じた場合、名簿登録順に入園手続きのご連絡をいたします。なお、名簿登録ができるのは1園のみです。

(1) 申し込み期間及び時間

- ① 令和5年10月30日(月)～11月2日(木) 8時30分～17時
- ② 令和5年11月27日(月)以降 8時30分～17時

(2) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※ 千代田区ポータルサイト、各園や各出張所では、名簿登録の受け付けはできません。

(3) 名簿登録対象園

- ①の期間に登録をする方：(未就園児もしくは自区域の園に通園していない方) 全園のうち1園
- ②の期間に登録をする方：自区域の園1園。ただし、6ページ「8(1) 通園区域変更の要件」に該当する場合はその限りではありません。子ども支援課にお問い合わせください。

(4) 名簿登録順位

- ①の期間に登録をする方：保護者が千代田区内において、入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順
- ②の期間に登録をする方：先着順
- ※ ①、②いずれの場合も、通園区域内の方の名簿登録が通園区域外の方の名簿登録に対して優先されます。

(5) 有効期間

令和6年度内(5歳児については9月末日までとし、10月以降は案内しません。)

(6) その他

- ・ 令和5年度から名簿登録されている方は、別途お送りする案内に従って更新手続きをしてください。現在の順位を引き継ぐことができます。
- ・ 自区域の園が既に定員に達している場合、自区域の園に対する名簿登録と同時に、空きのある通園区域外の園に申し込みを行うことが可能です。通園区域外の園に申し込みを行った場合も、自区域の園に対する名簿登録順位が不利になることはありません。

13 入園申し込み及び名簿登録の取り下げ

入園申し込みまたは名簿登録をしており、申し込み(内定辞退を含む)及び名簿登録を取り下げる場合は子ども支援課へ「入園辞退書兼入園(転園)申請・名簿登録取下書」を提出する(FAX可)か、千代田区ポータルサイト<保育園等入園辞退兼入園(転園)申請・名簿登録取下申請>より申請を行ってください。

14 保育園との併願調整について

令和6年4月の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）の入園申し込みをした幼児が保育園の入園申し込みをする場合、保育園入園審査時の入園順位が下がります。

（１）認可保育園・認定こども園（長時間）※以下、認可保育園・認定こども園（長時間）の入園順位 抜粋

- 1 位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2 位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3 位 **令和5年10月30日から11月5日の間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 4 位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5 位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6 位 申し込み対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

（２）こども園（長時間）※以下、こども園（長時間）の入園順位抜粋

- 1 位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2 位 管内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3 位 上記以外の千代田区内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4 位 **令和5年10月30日から11月5日の間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 5 位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6 位 申し込み対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

（３）幼保一体施設（長時間）※以下、幼保一体施設（長時間）の入園順位抜粋

- 1 位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
- 2 位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者のうち、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3 位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童の中で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4 位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続く合計居住期間の長い順
※ 同期間の場合は、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5 位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 6 位 **令和5年10月30日から11月5日の間に幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 7 位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 8 位 申し込み対象児童にかかる育児休業の延長を希望する場合で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

15 預かり保育

園の教育時間終了後に、保護者が一時的な事由により、延長して預ける必要がある場合、在籍園で預かり保育を実施しています。

こども園・幼稚園における預かり保育は、「幼稚園教育要領」に基づいた教育時間終了後の教育活動です。専任の教員が付き、一人一人の子どもの状態に合わせ、無理なく安全にまた、教育活動として計画して、実施いたします。

※預かり保育開始時期、実施日及び長期休業中の実施の有無は各園により異なります。

預かり保育利用希望の方は、詳細について必ず事前に各園にお問い合わせください。

※以下の実施時間は、いずれも通常教育時間がある日の預かり保育の記載です。

(1) 幼稚園

① 実施時間

通常教育時間終了後から 16 時 30 分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金

1 時間につき 100 円

(2) 幼保一体施設

① 実施時間

通常教育時間終了後から 16 時 30 分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金

1 時間につき 100 円

給食代 300 円※₁

(3) こども園

① 実施時間

開園時間から通常教育時間開始までの間及び通常教育時間終了後から 18 時 30 分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金

1 時間につき 100 円

給食代 300 円※₁・おやつ代 100 円※₂

※₁ 短時間保育の休業日に給食時間を超えて保育する場合にかかります。

※₂ 15 時を超えて保育する場合にかかります。

幼児教育・保育の無償化により、預かり保育料も無償となる場合があります。(11 ページ「15 保育料の無償化について」参照) なお、おやつ代・給食代は、無償化の対象ではありません。

16 保育料の無償化について

(1) 基本保育料の無償化

幼児教育・保育の無償化により基本保育料は無料です。入園申し込み時に教育・保育給付認定（1号認定）を受けていただく以外に、手続きは必要ありません。

(2) 預かり保育料の無償化

保護者の就労など保育の必要な事由に該当し、「施設等利用給付認定（新2号）」を受けた場合、預かり保育料も無償化の対象となります。なお、おやつ代・給食代は無償化の対象ではありません。

① 無償となる金額

預かり保育等の利用日数に応じて日額 450 円まで、最大で月額 11,300 円まで

※ 在籍園の預かり保育のみを利用する場合、請求手続きは必要ありません。

※ 預かり保育のほか、認可外保育施設、児童館の一時（いつとき）保育、ファミリー・サポート・センター等の保育を利用した場合、預かり保育料と合わせて、月額 11,300 円までが無償化の対象となるため、別途請求していただく必要があります。詳しい請求方法については、請求時期に送付する案内をご確認いただくか、千代田区のホームページをご覧ください。

② 保育の必要な事由（認定を受けるための要件）

父・母とも、週3日以上かつ1日4時間以上の就労、通学、親族の介護・看護、求職活動を行っている場合や出産、疾病、障害により保育が困難な場合

※ 求職活動は3か月以内、出産は出生（予定）月の前2か月から出産後2か月までが対象です。

③ 認定申請

「施設等利用給付認定（新2号）」を受けるには申請が必要です。令和6年4月入園の場合は、令和6年1月下旬頃に送付する入園承諾通知書に認定申請の案内を同封しますので、令和6年3月15日（金）までに子ども支援課へ申請してください。申請は窓口、郵送、千代田区ポータルサイトで受け付けます。

※ 申請書類は千代田区ホームページからダウンロードしていただくか、千代田区役所2階子ども支援課窓口でお渡しができます。千代田区ポータルサイトから申請する場合は専用フォーマットへ入力するため、申請書を用意していただく必要はありません。保育ができない状況を証明する書類を別途ご用意ください。

※ 上記日程以外も随時受け付けを行っていますが、認定の開始日は、申請日以降の日付となります。日付を遡って、無償化の対象とすることはできません。

17 転園について

千代田区立の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）間で転園ができるのは、原則として次の場合に限ります。

- ① 入園申し込みをした際に通園区域の園が既に定員に達していて、やむを得ず通園区域外の園に通園している幼児
 - ② 区内転居により、通園区域に変更があった場合
 - ③ 6ページ「8（1）通園区域変更の要件」に該当する場合
- ◎ 上記以外による転園はできません。
◎ 転園の手続きについては、直接在籍園へお問い合わせください。

18 退園について

区外へ転出した場合は、退園になります。また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります。

19 年度途中の入園について

年度途中の入園申し込み受付停止期間（4ページ「6 入園停止期間②」参照）を除き、園に空きがある場合は随時入園申し込みの受け付けをしています。

（1）入園申し込み受付期間及び時間

空きがある場合は随時、入園希望日の1か月前から受け付けます。

※ 新3歳児の4月入園の場合は、11月27日（月）以降随時受け付けます。

※ 受付可能時間等は直接園にお問い合わせください。

※ 空き状況は直接園にお問い合わせください。なお、受け付けは申込書類提出の先着順で行うため、電話等で枠を確保することはできません。

（2）受付場所

入園を希望する園

※ 千代田区ポータルサイト、各出張所や子ども支援課では、入園申し込みの受け付けはできません。

※ 原則自区域の園に申し込みをしてください。ただし、自区域の園に空きがない場合はその限りではありません。また、6ページ「8（1）通園区域変更の要件」に該当する場合、通園区域外の園への入園を認められる場合があります。入園を希望する園に直接ご相談ください。

※ 入園を希望する園に空きがない場合は、名簿登録（8ページ参照）を行うことも可能です。

※ 通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地より指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課（03-5211-4284）へご相談ください。

(3) 提出書類

入園を希望する園へ、以下の書類を提出してください。

- ① 令和6年度幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）
- ② 教育・保育給付認定（変更）申請書
- ③ 住民票：3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの（コピー可）
※マイナンバーの記載のないもの
- ④ 公共料金の明細等：3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票（名義人及び住所の記載のあるもの。コピー可）

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居証明書を添付してください。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申し込み期間に提出することができない場合は、不動産売買（賃貸借）契約書のコピーを添付し、その後発行された領収書等を再度希望する園へ提出してください。再提出が確認出来ない場合、入園申し込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の領収書等の準備ができない場合は、不動産売買（賃貸借）契約書のコピーをご提出ください。

◎ 上記①～④の必要書類が1つでも足りない場合は、受け付けすることができません。

※ 入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします。

※ きょうだい同時に申し込みの場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。



【通園区域一覧】

園 名		通 園 区 域
幼稚園	麴町幼稚園 (3263-7330)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、 麴町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、 皇居外苑、千代田
	九段幼稚園 (3263-0567)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、 九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
	番町幼稚園 (3263-3725)	麴町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、 四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
	お茶の水幼稚園 (3263-2355)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 神田三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、神田猿樂町一・二丁目、 神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、 神田駿河台四丁目(1・3・5)、 神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
幼稚園 施設	千代田幼稚園 (短時間保育) (3256-1709)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、 内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、 神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、 神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、 神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、 神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、 岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、 神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼稚園 (短時間保育) (3251-0768)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、 神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、 外神田一・二・三・四・五・六丁目
こども園	いずみこども園 (短時間保育) (3866-9938)	岩本町一丁目(7～14)、岩本町二丁目(9～19)、 岩本町三丁目(3～11)、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、 神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、 神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (短時間保育) (3263-1009)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、 富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目